

都道府県や市町村の規定が準用されることとされていることから、組合においても、その長（管理者）は大綱を定める必要がある。

注 解

- 1 「参酌」とは、比べて参考にすることをいう。
- 2 「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」とあることから、教育の他、学術、文化、スポーツも大綱の対象となるが、大綱は、地域の実情に応じて策定するものであり、必ずしも網羅的に記載される必要はない。

（総合教育会議）

①

②

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料料するときは、地方公共団

体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

〔参照条文〕

法一の三（大綱の策定等）、二一（教育委員会の職務権限）、二二（長の職務権限）

〔改正経過〕 平成二六年法律第七六号（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により追加。

解 説

一 本条は、地方公共団体の長が総合教育会議を設けること及び総合教育会議の協議事項、構成員、招集、公開・議事録等について定めたものである。地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員の任命や教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行、条例提案など重要な権限を有しているが、地方公共団体の長と教育委員会の意思疎通が十分でないため、地域の教育の課題やある